

# 令和3年度高知県地域観光商品造成等委託業務仕様書

## 1 委託業務名

令和3年度高知県地域観光商品造成等委託業務

## 2 事業の目的

地域が主体となった全国から選ばれる観光地域づくりを進めるため、「土佐の観光創生塾」(以下「塾」という。)の運営を行い、旅行に関する最新トレンドや旅行者のニーズ、観光地域づくりを推進するために必要な知識を学ぶ講義を開催することにより、観光人材のスキルアップを図る。また、観光商品の造成・磨き上げ・販売を実践する意欲のある人材を対象として、座学や地域コーディネーターの個別支援を中心に、事業者の個別の課題解決や一定の品質を確保した商品とするために必要な磨き上げを行い、商品造成力の強化や、地域での消費拡大を目指した事業者間の連携強化を図るとともに、顧客満足度の向上やPRの強化等により継続した販売につながる商品の造成につなげることを目的とする。

## 3 業務内容

### (1)委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

### (2)業務の詳細

本業務においては、以下に掲げる業務を行うこととし、それぞれの業務に際して、受講者に対するきめ細かな指導・助言を行うこと。

#### ア 塾の開催

塾に参加する目的や熟度に合わせた3つのコースを開催し、事業の目的を達成するための支援を行うこと。

##### (ア)基礎編

観光を学びたい人を対象に、旅行に関する最新トレンドや旅行者ニーズ等、観光の基礎的な知識を座学で学ぶ。

##### a 対象者

観光を学びたい人を対象として広く公募を行い、応募した者の中から委託者が指定する者。

##### b 開催回数等

「実践編」の講座をオンラインで視聴する。

##### c 公募手続き、受講者の募集活動、受講者への開催通知、オンラインでの配信整備など、実施に要する経費は本委託業務に含むものとする。

##### (イ)実践編

観光商品の造成・磨き上げ・販売を実践する意欲のある人材を対象に、講座とワークショップを行い、受講者の商品の造成・磨き上げ、OTA(オンライントラベルエージェント)等での販売や、地域での消費拡大を目指した事業者連携を目指す。

##### a 対象者及び受講者数

観光商品の造成・磨き上げ・販売を実践する意欲のある人材を対象として公募を行い、応募した者の中から委託者が指定する者。受講者数はbに記載する各地域それぞれ10名程度(計30名程度)とする。

##### b 対象地域

東部地域(室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村・芸西村)

中部地域(高知市・南国市・土佐市・香南市・香美市・本山町・大豊町・土佐町・大川村・いの町・仁淀川町・佐川町・越知町・日高村)

西部地域(須崎市・宿毛市・土佐清水市・四万十市・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町・大月町・三原村・黒潮町)

※対象地域は受講者の人数・希望により変わることがある。

c 開催回数等

東部・中部・西部の地域ごとの受講生を対象にそれぞれの地域で4回開催し、1回につき、講師による講座や、講座の内容を踏まえたワークショップ等を設定すること。

なお、講師の選定や詳細なカリキュラム等は、委託者と受託者との協議するものとする。また、当日の塾の運営を行うこと。

d 公募手続き、受講者の募集活動、受講者への開催通知及び講座会場の手配などの事前準備のほか、講師の手配や当日の移動等、塾の開催に要する経費は、本委託業務に含むものとする。

なお、講座会場は、県や市町村の会議室等を利用することも可能とする。

(ウ)パワーアップ編

主に昨年度までの受講者を対象に、エリアの目玉となるような、より集客力のある商品を目指し、発地型旅行商品の造成・磨き上げと、事業戦略の策定に取り組む。

a 対象者及び受講者数

過去に塾で商品造成した事業者を対象として公募を行い、応募した者の中から委託者が指定する者。受講者数は10名程度(9名以上)とする。

b 対象地域

高知県内全地域

c 公募手続きのほか、アドバイザー等の派遣や当日の移動等に要する経費は、本委託業務に含むものとする。

なお、公募方法やアドバイザー等の選定、詳細なカリキュラム等は、委託者と受託者との協議するものとする。

(エ) その他

上記(ア)～(ウ)の受講者を集めること。

なお、塾のイメージは別添「高知県地域観光商品造成等委託業務(土佐の観光創生塾(商品造成コース))イメージ」のとおり。

イ 地域コーディネーターによる支援

地域コーディネーターは「実践編」及び「パワーアップ編」受講者に対して、一定の品質を確保し、顧客満足度の向上に繋がる商品とするための磨き上げやPRの強化等を行い、継続した販売につなげるとともに、地域での消費拡大を目指した事業者同士の連携を促進するため、以下の(ア)～(ウ)の支援を行うこと。

なお、「パワーアップ編」受講者に対しては、以下の(エ)及び(オ)の支援を行うこと。

また、地域コーディネーターの活動日数は契約期間中に延べ300日程度とし、必要人数を確保すること。  
※令和2年度7名(参考)

(ア)観光商品の造成・磨き上げ支援

商品の造成・磨き上げのため、以下の支援を行うこと。

a 継続した販売につながるよう、受講者の現状や課題を踏まえ、商品が4定条件(定時、定量、定品質、定価格)を備えるとともに、PRの強化を図る取組や顧客満足度の向上等につながる取組に対する支援を行うこと。

b 商品の造成・磨き上げにあたっては、塾を通じた支援に加え、受講者を直接訪問する等の個別支援を行うこと。

(イ)観光商品の販売及び販売に対する支援

(ア)で造成・磨き上げた商品のうち、40件以上が販売につながるよう以下の取組を行うこと。

- a OTAを含む旅行会社の発行するパンフレット、WEBサイト等に観光商品の情報を掲載させること。掲載にあたってはOTA登録に必要な個別支援を行うとともに、必要に応じて広告費の支援を行うなど旅行会社での商品の販売につなげること。

(ウ)事業者連携(地域観光クラスターの形成)の促進支援

地域での消費額拡大を目指した事業者同士の連携を促進するため、以下の取組を行うこと。

- a 受講者に対して、事業者連携の必要性について理解を促すこと。
- b 「実践編」の受講者を中心とした観光事業者等による連携強化につながるよう、塾を通じた支援に加え、分科会の開催支援等の個別支援を行うこと。
- c 分科会の開催支援等の個別支援にあたっては、対象地域の広域観光組織(※)と連携した支援を実施すること。

※広域観光組織

地域が主体となった、全国からの誘客につながる観光地域づくりを推進するため、複数市町村を一体とした観光地域として、広域観光振興計画に基づき、マーケティングやプロモーション、旅行商品の造成・販売、観光人材の育成等の機能を担っている、広域での観光地域づくりの中心的役割を担う組織。

<参考> 令和3年2月22日現在の広域観光組織

- (一社)高知県東部観光協議会、(一社)物部川DMO協議会、(一社)土佐れいほく観光協議会、(一社)仁淀ブルー観光協議会、奥四万十観光協議会、(一社)幡多広域観光協議会

(エ)エリアの目玉となるような商品の造成

「パワーアップ編」受講者の商品をより話題性や集客力のある発地型旅行商品としてさらに磨き上げ、10件程度が販売に繋がるよう個別支援を行うこと。

(オ)事業戦略の策定支援

「パワーアップ編」の受講者に対して継続的な観光事業の運営につながるよう、以下の要素を踏まえた事業戦略の策定や、事業戦略を実践するための個別支援を行うこと。

- a 現状と課題の把握(既存の商品のラインナップや販売状況、集客実績、収支状況、販売促進のための情報発信の手法、顧客管理(リピーター対策)等)
- b 目指すべき姿(数値目標の設定、売り上げ目標等)
- c 事業の改善に向けた戦略(商品の磨き上げの方向性、販路の拡大、情報発信チャネルの見直しや拡大、リピーターの獲得等)

## 4 成果の提出

### (1)提出する成果品

ア 四半期毎に以下の(ア)から(エ)をまとめて業務報告書として翌月15日までに提出すること。

また、必要に応じて進捗状況の報告を行うこと。

- (ア)3の(2)のア及びイの進捗状況と今後の予定を仕様書の記載順に整理して提出すること。
- (イ)受講者の商品の造成・磨き上げ・販売の進捗状況表(地域観光クラスターの形成状況も含む)
- (ウ)地域コーディネーターの個別支援の活動実績総括表
- (エ)地域コーディネーターの活動日を記載した業務日誌

イ 事業終了後、事業の全体概要と上記アの最終版及び3の(2)のア及びイの実施概要を取りまとめて提出すること。

ただし、上記アの(エ)については、既に提出している活動日の業務日誌は提出不要とする。

ウ 上記イについて、完成品又は写真等実施状況が確認できるものを提出すること。

エ 上記イ及びウをまとめて製本したものを1部と、その電子データをCD-Rで1部提出すること。

オ その他参考資料を提出すること。

(2)提出先

高知県観光振興部地域観光課

5 その他の留意事項

- (1)本業務の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (2)この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (3)本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4)新型コロナウイルス感染症等の影響により、本事業の内容を変更する必要がある場合は、委託者と受託者で協議のうえ、契約内容を変更できることとする。